

## 笠間市暴力団排除条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民等の生活及び事業活動に不当な影響を与えている現状に鑑み、笠間市からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2） 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3） 暴力団員等 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定するものをいう。
- （4） 市民等 市民及び事業者をいう。

### （基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民等の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、関係機関及び関係団体の相互の連携と協力の下に推進されなければならない。

### （市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、市民等、関係機関及び関係団体と相互に連携協力して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

### （市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団員等による不当な要求（次条において「不当要求」という。）に応じないよう努めるとともに、暴力団の排除に資すると認められる情報を知り得たときは、市及び警察署その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（不当要求に対する措置）

第6条 市は、公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、職員の職務執行における法令の遵守その他の職務執行の適正を確保するための体制の整備、不当要求に対する統一的な対応方針の策定その他不当要求を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（公共工事等に係る措置）

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等に対する支援）

第8条 市は、市民等が自主的に行う暴力団の排除のための活動の促進を図るため、市民等に対し、情報の提供、助言、指導その他必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第9条 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の活動実態等の周知、暴力団の排除のための広報及び啓発を行うものとする。

（県への協力）

第10条 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知り得たときは、

県に対し、当該情報を提供するものとする。

(青少年に対する教育等)

第11条 市は、その設置する中学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校をいう。)において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

第12条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

(暴力団員等に対する利益供与等の禁止)

第13条 市民は、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与(以下単に「利益の供与」という。)をしてはならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 笠間市暴力団排除条例(案)逐条解説

### (目的)

**第1条** この条例は、暴力団が市民等の生活及び事業活動に不当な影響を与えている現状に鑑み、笠間市からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 1 趣旨

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものである。

### 2 解説

- (1) 暴力団は、古くから市民生活や事業活動の場に深く介入し、暴力や暴力団の威力を背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に不当な影響を与えてきた。

本条例は、このような厳しい暴力団情勢にかんがみ、これらの不安要因を排除するため、市、市民及び事業者の取り組むべき姿勢を示すとともに、相互に連携し、一丸となって、市民の生活や事業活動の場から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展をこの条例の目的とすることを明確に示したものである。

なお、本条の「笠間市からの暴力団の排除」との規定は、市民が一丸となって社会悪である暴力団に厳しく対峙するという決意を表記したものである。

- (2) 「市」とは、市役所、市教育委員会などの市の執行機関のすべてをいう。

- (3) 「市民等」とは、市民及び事業者をいう。

「市民」とは、市内に住居(人の永続的な生活の本拠地をいい、住民登録の有無は問わない。)を有する者のほか、市外からの通勤者や通学者等市内における滞在者も含む。

「事業者」とは、事業を行う者をいい、個人事業者も含む。

- (4) 「社会経済」とは、市民等による事業活動を含む経済行為や政策全般をいう。

### ○茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第1条

#### (目的)

**第1条** この条例は、暴力団が県民等の生活及び事業活動に不当な影響を与えている現状にかんがみ、本県からの暴力団の排除(以下単に「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益供与等の禁止その他必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **暴力団**<sup>(1)</sup> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) **暴力団員**<sup>(2)</sup> 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) **暴力団員等**<sup>(3)</sup> 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第3号に規定する者をいう。
- (4) **市民等**<sup>(4)</sup> 市民及び事業者をいう。

1 趣旨

本条は、本条例における用語の定義を規定したものである。

2 解説

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定するところにより、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいう。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、暴対法第2条第6号に規定されている暴力団の構成員、つまり、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の構成員となる。
- (3) 第3号の「暴力団員等」とは、茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 第4号の「市民等」とは、前条の解説(3)のとおり、市民及び事業者をいう。

茨城県暴力団排除条例 第2条

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号にさだめるところによる。

- (1) **暴力団** 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) **暴力団員** 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) **暴力団員等** 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) **県民等** 県民及び事業者をいう。
- (5) **暴力団事務所** 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

**(基本理念)**

**第3条** 暴力団の排除は、暴力団が市民等の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であること(1)を認識した上で、暴力団を恐れない(2)こと、暴力団に対して資金を提供しない(3)こと及び暴力団を利用しない(4)ことを基本として、市、市民等、関係機関及び関係団体(5)の相互の連携と協力の下(6)に推進されなければならない。

**1 趣旨**

本条は、笠間市から暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものである。

**2 解説**

- (1) 「暴力団が市民等の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であること」とは、暴力団が暴対法第2条第2号の規定どおり、その団体の構成員が集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体であること、市民に対する卑劣な暴力、対立抗争、更には示威活動などにより、市民の安全で平穏な生活を脅かしている存在であること、組織的に行使する暴力とその威力を利用して資金獲得活動を行い社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であることなどをいう。
- (2) 「暴力団を恐れない」とは、暴力団に対する誤ったイメージによる恐怖から脱却することをいう。市民等は、暴力団の本質を理解し、必要以上に暴力団を恐れず、ただし警戒を怠らず、「存在を許さない」という気持ちで対決姿勢を持つことが重要である。
- (3) 「暴力団に対して資金を提供しない」とは、暴力団を助長するような金品その他財産上の利益の提供をしないことをいう。財産上の利益とは、金銭・物品のほか有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供など、これを受けた者にとって財産的利益がある一切のものをいう。  
暴力団に資金を提供することは、結果的に暴力団を認め資金獲得の手助けをすることになるため、不当な要求に対する資金を提供しないことは勿論、事業活動に伴う契約を行わないことなどによる一切の資金提供の遮断が必要である。
- (4) 「暴力団を利用しない」とは、第12条で禁止する暴力団の威力の利用はもちろんのこと、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用しないことをいう。
- (5) 「関係機関及び関係団体」とは、市町村を始め県内全ての関係行政機関及び地域住民や職域による暴力団排除活動を行う団体のことをいう。
- (6) 「連携及び協力の下」とは、組織的に活動する暴力団に対して、市、市民等、関係機関及び関係団体すべてが一丸となり、暴力団の排除に取り組むべき姿勢を示したものである。

**茨城県暴力団排除条例 第3条**

**(基本理念)**

**第3条** 暴力団の排除は、暴力団が県民等の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体が認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、県民等、関係機関及び関係団体の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

**2** 何人も、暴力団と社会的に非難されるべき関係を持つことがないようにしなければならない。

**(市の責務)**

**第4条(1)** 市は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、市民等、関係機関及び関係団体(2)と相互に連携協力して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する(3)ものとする。

**1 趣旨**

本条は、暴力団排除のための市の果たすべき役割を明示したもので、市民等や関係機関と連携して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することについて規定したものである。

**2 解説**

- (1) 市が暴力団の排除を行う上で、市単体で暴力団排除を行うのではなく、市民の協力を得るとともに、関係機関及び関係団体との連携を図り、より効果的な施策を推進する必要があることから、これを責務として規定したものである。
- (2) 「関係機関及び関係団体」とは、前条の解説(5)のとおりである。
- (3) 「暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する」とは、公共工事等からの暴力団排除、青少年に対する教育等の推進、暴力追放市民大会の開催、市からの暴力団排除を害する行為の規制等、多種多様な施策を行うことをいい、具体的には、
  - 暴力団若しくは暴力団員の活動の状況又は不当な要求の実態等に関する情報の提供
  - 暴力団員による不当な要求行為への対処方針及び対処方法に関する助言及び指導
  - 業種又は地域の別に応じた組織的な暴力団の排除のための活動を行うことについての助言及び指導
  - 各種暴力団の排除のための活動の行事に関する協力及び後援
  - 暴力団の排除のための活動に関する知識の普及を図るための広報啓発
  - 暴力団等により危害を加えられるおそれのある者に対する危害行為の未然防止の措置などが挙げられる。

**茨城県暴力団排除条例 第4条**

**(県の責務)**

**第4条** 県は、前条の基本理念(次条において単に「基本理念」という。)にのっとり、県民等、関係機関及び関係団体と相互に連携協力して、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民等の責務)

**第5条(1)** 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団員等による不当な要求(2)(次条において「不当要求」という。)に応じないように努めるとともに、暴力団の排除に資すると認められる情報(3)を知り得たときは、市及び警察署その他の関係機関に対し、当該情報を提供するように努める(4)ものとする。

**2** 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力(5)して取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策(6)に協力する(7)よう努めるものとする。

**3(8)** 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(9)(事業の準備(10)を含む。以下同じ。)に関し、暴力団との一切の関係を遮断する(11)よう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 1 趣旨

本条は、暴力団の排除に関する市民等の役割の重要性にかんがみ、第1項において市民等の暴力団員等からの不当要求の拒否及び暴力団情報を知った際の市への提供、第2項において市民の暴力団排除への自主的な取組と市の施策への協力、第3項において事業者の暴力団との関係の遮断及び市の暴力団排除施策への協力について規定したものである。

## 2 解説

(1) 暴力団の排除を実現するためには、警察の取締りを含む行政機関の努力だけでは不十分であるため、市民等が市や関係機関等と相互の連携協力を図り、社会全体で暴力団を孤立させて行く、いわゆる「社会対暴力団」という構図の確立が不可欠で、社会全体が一丸となった活動を展開するべきであることを規定したものである。

(2) 「暴力団員等による不当な要求」とは、当該要求に応じる合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求行為をいう。

(3) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、暴力団犯罪に関する情報のみならず、暴力団の集金システムに関する情報等の暴力団の活動実態に係る情報、暴力団事務所の所在地等の暴力団の組織実態に関する情報等であって、当該情報を保有する市民等の常識的な判断によって暴力団の排除に資すると認められるものをいう。

当該情報の例としては、

- 暴力団 A 組は、B 地区の飲食店からみかじめ料を徴収している。
- 企業 C が、地元対策費と称して暴力団 D 会に利益を供与しているとの話を聞いた。
- 企業 E は、暴力団 F 組の関係企業ばかりを下請けに参入させている。
- H マンションの2階には、I 組の関係者が多数出入しており、I 組の事務所があるかもしれない。
- 暴力団 J 組の幹部 K は、最近更迭され、後任に組員 L が抜てきされた。などである。

(4) 市民等は、社会生活を営む上で暴力団に関する様々な情報を保有していることが考えられ、こうした市民等からの情報の提供を受けることにより、暴力団員の取締りや公共事業等からの暴力団の排除など、本条例で定める施策等に反映させて効果的な暴力団の排除を推進するため、暴力団の排除に資する情報を知ったときの市への提供について規定したものである。

(5) 「相互に連携協力して」とは、第3条解説(6)の「連携及び協力の下」と同様の



趣旨であり、市や市民並びに暴追センター等の関係機関等が一丸となり、暴力団排除のための活動に取り組むべき姿勢を示したものである。

- (6) 「暴力団の排除に関する施策」とは、前条解説(3)のとおりである。
- (7) 「協力する」とは、市が実施する暴力団の排除を目的とした集会に参加したりすることなどをいう。
- (8) 事業者が事業を営むに当たって、当該事業から暴力団の排除のための取組を推進していくことは、業務の健全性及び適切性を確保し、社会的責任を果たすために重要、かつ必要なことであり、更には企業防衛の観点からも不可欠なものである。

しかし、暴力団の活動実態の不透明化や資金獲得活動の巧妙化等により、潜在化した暴力団等によって、銀行融資取引、証券取引又は不動産の賃貸契約・売買取引が行われるなど、事業者が暴力団を利するとの認識がないまま、そのような取引が行われ、これが暴力団の排除を阻害する要因の一つとなっている。

そこで、第3項において、事業者が社会的責任を果たし、実施する事業が暴力団を利することとならないため、事業者の役割を明確に規定したものである。

- (9) 「事業(事業の準備を含む。以下同じ。)」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいう。営利の要素は必要としない。
- (10) 「事業の準備」とは、客観的に「準備している」と認められ得る程度に具体的な活動がなされていることを必要とし、事業のための調査活動を実施した場合、事業のためにすでに従業員との雇用契約を結んでいる場合、事業の宣伝に着手しているような場合等がこれに当たると解される。
- (11) 「(その行う事業に関し)暴力団等との一切の関係を遮断する」とは、事業者が暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することから、暴力団との一切の関係を排除することをいう。

具体的には、暴力団員からの不当要求に応じること、暴力団員を雇用・使用すること、暴力団員との下請契約や資材・原材料の購入契約の締結、門松やおしぼりの購入など、直接的に暴力団に利益を与える行為のみならず、暴力団員が経営に参画している企業を取引相手に紹介することなど、間接的に暴力団に利益を与えるような行為を含み、あらゆる関係を遮断するということである。

## 茨城県暴力団排除条例 第5条

### (県民等の責務)

第5条 県民等は、基本理念にのっとり、暴力団員等による不当な要求(次条において「不当要求」という。)に応じないよう努めるとともに、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(不当要求に対する措置)

**第6条(1)(2)** 市は、公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、職員の職務執行における法令の遵守その他の職務執行の適正を確保するための体制の整備、不当要求に対する統一的な対応方針の策定その他不当要求を防止するために必要な措置(3)を講ずるものとする。

**1 趣旨**

本条は、市が暴力団からの不当要求を防止するための措置について規定したものである。

**2 解説**

- (1) 市が、市民、事業者等と一体となって社会全体で暴力団の排除を推進するためには、行政自らが法令を遵守し、その公務の適正さを保つ必要がある。そのためには、暴力団員等による不当要求に対して、法令遵守のための体制を整備し、統一的な対応方針を定めるほか、不当要求に対して組織的に対応することなどの措置を講ずる必要がある。
- (2) この暴力団員等による不当要求は、人の心に不安感や恐怖感を与えるものであり、何らかの行動基準を設けないままに、担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもありうるため、職員に対する適正な職務執行等の徹底や対応方法の教養を始め、警察等関係機関との連携など組織全体で対応する体制を確立しなければならない。
- (3) 「必要な措置」とは、職員が不当要求を受けた際に、不当要求に対する基本原則に則した統一的な対応方針を定め、これを履行するためのマニュアルの作成や研修の実施等の措置を講ずることをいう。

不当要求に対する基本原則

- 組織対応   ○警察や関係機関及び関係団体との連携
- 暴力団員等との一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

(公共工事等に係る措置)

**第7条(1) 市は、公共工事その他の市の事務又は事業(2)により暴力団を利用する(3)こととならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者(4)を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置(5)を講ずるものとする。**

## 1 趣旨

本条は、市が実施する事務又は事業が暴力団を利用することにならないように、市の必要な措置を講ずることを規定し、暴力団の排除を率先して行うべき市の責任を明らかにしたものである。具体的な例として、暴力団員や暴力団(員)と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないなどが挙げられる。

## 2 解説

- (1) 公共工事その他市のあらゆる事務又は事業から暴力団員等を排除することは、税金が暴力団の資金源になることや暴力団の勢力の維持拡大を防止するため重要なことである。
- 県においては、茨城県暴力団排除条例において、県の行う全ての事務・事業からの暴力団排除が規定されており、それと同様に、市が実施する事務及び事業の全般から暴力団を排除するために、市が必要な措置を講ずることを明文化したものである。
- (2) 「公共工事その他の市の事務又は事業」とは、市が発注する公共工事のみならず、市が実施する事務又は事業のすべてをいう。
- また、市の事務又は事業を暴力団員等が直接受注しない場合であっても、その下請契約、再委託契約や物資資材の納入契約、警備業務委託契約等に入り込むおそれが高いことから、受注業者に対して、その下請契約、再委託契約等の相手方を把握させ、これからも暴力団を排除する必要がある。
- 更に、これら契約以外でも、暴力団を利用することとなるのを防止するため、市が管理する公共施設の利用や市が行っている補助金事業などからも、暴力団を排除する必要がある。
- (3) 「(市の事務又は事業により)暴力団を利用する」とは、(市の事務又は事業を通じ)暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含み、有益性の大小を問わない。
- (4) 「暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者」とは、直接的に暴力団に対して資金を提供したり、暴力団を利用したりする関係を有している者にとどまらず、そのような関係を生ぜしめる密接な交際や暴力団の威力の維持・拡大につながるような助長行為を行う者も含まれる。

例示的にいえば

- 暴力団員が役員となっている事業者
- 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
- 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用し、又はその者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
- 暴力団等の利益、便宜若しくは支援を目的とした組織、団体の会員となっている者
- 暴力団関係者の祝賀会、冠婚葬祭等の行事に参列し、又は自己が開

催する祝賀会、冠婚葬祭等に暴力団を参加させている者

- 暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している者

などをいう。

- (5) 「必要な措置」とは、市の事務又は事業の相手方が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事業者でないことの確認や、現在公共工事等及び物品調達等において行われている指名停止の措置のほか、契約後に暴力団関係業者であることが判明した場合の解除権の設定を物品売買契約にも適用することなど、市の事務又は事業が暴力団を利することを防止するために行う措置をいう。その他にも、条例や規則を改正し暴力団員を許認可又は登録から暴力団を排除するなどの暴力団排除条項を整備すること、要綱等を策定し入札等から暴力団を排除する仕組みを構築すること、通達文書を発出することなども該当する。

一方、市の事務及び事業の中には、制度の趣旨にかんがみれば、事務又は事業の相手方が暴力団員であることのみをもって一律に排除することが適当でないものや、市(市長)が行う許認可事務であるものの、欠格事由は法律によって定められ、暴力団員であることは法律上の欠格事由に該当しないものなども考えられる。

このような場合においては、

- 法律等により、地方自治体に委任された事務等であるか(暴力団の排除に関し、市が裁量権を有するか否か)
- 当該事務等に関し、暴力団の関与の実態があるか
- 当該事務等の性質上、暴力団の利益となる可能性があるか
- 前記事情から判断して、条例等による、法律の上乗せ的な規制が必要(可能)か
- 暴力団の排除の実効性はあるか

などを勘案した上で、それぞれの事務又は事業ごとに妥当な「必要な措置」を講ずることとなる。

#### **茨城県暴力団排除条例 第7条**

##### **(公共工事等に係る措置)**

**第7条** 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

**(市民等に対する支援)**

**第8条(1)** 市は、市民等が自主的に行う暴力団の排除のための活動の促進を図るため、市民等に対し、情報の提供(2)、助言、指導その他必要な支援(3)を行うものとする。

**1 趣旨**

本条は、市民等の自主的な暴力団の排除活動の促進を図るため、市の市民等に対する暴力団排除に資する情報の提供等の必要な支援を講ずることを規定したものである。

**2 解説**

- (1) 暴力団の排除活動の実施に当たっては、暴力団の特質や活動状況、暴力団の排除方策に関する情報等を反映させることが効果的であり、こうした知識を有しないまま、市民等が独自の力で行おうとしても、実効のあるものには成り得ないことから、市が保有する暴力団に関する情報や暴力団の排除に関するノウハウの提供等の支援を行うことが必要である。
- (2) 「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団の排除のための活動に資する情報の提供をいう。市民等に対する情報提供については、茨城県暴力団排除条例第11条(市町村への協力)に基づき県から提供される情報や市が第5条第1項の規定によって市民等から得るなどして入手した情報等がその対象となる。
- (3) 「助言、指導、その他の必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団の排除のための活動に資する支援全般を指し、具体的には、
  - 暴力団員に対する対処方針及び対処方法に関する助言や指導
  - 業種又は地域の別に応じた活動を行うことについての助言や指導
  - 各種暴力団の排除活動の行事に関する協力及び後援
  - 暴力団の排除活動に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報啓発
  - 地域及び職域における暴力団の排除のための活動をしている団体等に対する公営施設の貸出し等が挙げられる。

**茨城県暴力団排除条例 第8条**

**(県民等に対する支援)**

**第8条** 県は、県民等が自主的に行う暴力団の排除のための活動の促進を図るため、県民等に対し、情報の提供、助言、指導その他必要な支援を行うものとする。

**2** 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められた者に対し、警察官による警戒、資機材の貸付けその他の当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

**第9条(8)** 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の活動情報等の周知、暴力団の排除のための**広報及び啓発(2)**を行うものとする。

## 1 趣旨

本条は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、市が広報及び啓発を行うべきことを規定したものである。

## 2 解説

(1) 暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であり、そのためには暴力団の排除に関して知見を有する市が、広報及び啓発を行うことにより、市民等にその重要性についての理解を深めさせることが必要である。

(2) 「広報及び啓発」とは、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団の排除の気運の高揚などに資する活動をいう。

具体的には、ポスター・パンフレット等の配布、「暴力追放〇〇市民大会」等の開催、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアの活用などが考えられる。

### 茨城県暴力団排除条例 第9条

(広報及び啓発)

**第9条** 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の活動実態等の周知、暴力団の排除の気運を醸成するための集会の開催その他の**広報及び啓発**を行うものとする。

**(県への協力)**

**第10条(1) 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報(2)を知り得たときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。**

**1 趣旨**

本条は、市町村が暴力団の排除に資すると認められる情報を知った際の県への情報提供を行うことを規定したものである。

**2 解説**

- (1) 暴力団排除の目的の達成のためには、地域に密着した地方公共団体である県内すべての市町村が、その地域の実情に応じた暴力団の排除のための施策を行うことが不可欠である。

そのためには、県に対し、各市町村で保有する暴力団に資すると認められる情報を提供し、相互に共有することで、より効果的な暴力団排除活動を推進できるものと考えられる。

- (2) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」とは、第5条の解説(3)と同意義で、当該情報を保有する市町村の常識的な判断によって暴力団の排除に資すると認められるものをいう。

**茨城県暴力団排除条例 第11条**

**(市町村への協力)**

**第11条 県は、市町村において暴力団の排除に関する施策が実施されるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的助言その他必要な協力を行うものとする。**

(青少年に対する教育等)

**第11条(1)(2)** 市は、その設置する中学校(3)(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校(4)をいう。)において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育(5)が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

**2** 青少年(6)の育成に携わる者(7)は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずる(8)よう努めるものとする。

**1 趣旨**

本条は、暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のための教育・指導等が中学校、高等学校等において生徒等に対して行われるように市が適切な措置を講ずることや社会全体において青少年の育成に携わる者が青少年に指導や助言等の適切な措置を講ずることなどを規定したものである。

**2 解説**

(1) 暴力団は社会に悪影響を与える存在であるが、暴力団専門誌や暴力団員を主人公とした映画等が多数存在するなど、一部では暴力団を美化する風潮があるのが現実である。

よって、それらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の真の実態等を認知させることにより、暴力団に対する誤った認識を払しょくさせ、暴力団犯罪に巻き込まれたり、暴力団に加入したりすることを防止する必要がある。

また、茨城県暴力団排除条例において、本条と同様に「青少年に対する教育等」が規定されているが、同条例の規定は県立の学校に当該教育を行うことを義務づけるほかは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162条)第48号に基づき、市町村に対して、当該教育を行うことに関して、必要な指導、助言又は援助を行うにとどまるものであるため、前記必要性にかんがみれば、市町村においても同様の規定を設けることで当該教育を推進する必要がある。

(2) 青少年に対する教育を推進することは、将来における暴力団加入者を減少させ暴力団の組織を弱体化に導くことや青少年の福祉を害する犯罪実態を正しく認識させ、暴力団が資金獲得のために介在する犯罪から青少年を守るための極めて重要である。

(3) 「中学校」とは、建物(施設)としての学校ではなく、教育機関としての学校をいう。

(4) 教育の対象をいわゆる中学校の課程とした理由は、

- 中学校の生徒の年齢であれば、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることについて十分に理解することが可能であること
- 中学校の生徒の年代は、特に周囲の環境の影響を受けやすいこと
- 中学校の時代に先輩から暴走族への加入等非行に走ることが比較的多く、その後、暴走族等での友人・知人を介しての暴力団への加入がみられること

等である。

(5) 「教育」とは、暴力団の実態、暴力団の悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させる教育をいい、地域の実情や生徒、学生の理解度に応じて段階的に行われる必要がある。



具体的には、暴力団情勢に関する資料の配布、暴力追放啓発ビデオの上映等の警察による情報の提供を基に教職員が実施する教育のほか、警察職員の派遣による教育が挙げられる。

- (6) 「青少年」とは、18歳未満の者である。
- (7) 「青少年の育成に携わる者」とは、青少年の保護者や青少年を雇用している職場において青少年を指導監督する立場にある者に限らず、その他青少年を助言及び指導できる立場にある者を広く含む。例えば、地域防犯活動団体や自治体の職員、PTAの役員等がこれに当たることとなる。
- (8) 「指導、助言その他適切な措置を講ずる」とは、例えば、暴力団関係者が経営する飲食店等を客として利用したり、働いたりしないよう助言すること、暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するため指導することなどをいう。

#### 茨城県暴力団排除条例 第12条

(青少年に対する教育等)

第12条 県は、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部及び高等部に限る。))及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。)並びに同法第134条第1項に規定する各種学校(中学校又は高等学校の課程に準ずる課程に限る。)をいう。)において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団の威力利用の禁止)

**第12条(1)** 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること<sup>(3)</sup>等、暴力団の威力<sup>(2)</sup>を利用<sup>(4)</sup>してはならない。

**1 趣旨**

本条は、市民が暴力団の威力を利用すること全般を禁止したものである。

**2 解説**

- (1) 茨城県暴力団排除条例においては、事業者が事業に関して暴力団の威力を利用することが禁止されているが、本条は、事業性の有無にかかわらず、市民が市民生活において暴力団の威力を利用することを禁止したものである。これは、市民等が一丸となって暴力団の排除を推進する上で、暴力団の威力を自己のために利用することは、暴力団の排除に反する許されざる行為であるからである。
- (2) 「威力」とは、人の意思を制圧するに足りる勢力であり、「暴力団の威力」とは、暴力団に所属していることにより発生する資金獲得活動を効果的に行うための影響力をいう。
- (3) 「債権の回収、紛争の解決に関し暴力団を利用すること」や「自己が暴力団と関係あることを認識させて相手方を威圧すること」は、暴力団の威力を利用することの例示である。
- (4) 「(暴力団の威力を)利用する」とは、自己に有利なように暴力団の威力を活かすことであり、暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、そうした行為が自己のためになされていることを直接又は間接に他者に認識させることである。

例えば、暴力団が近隣住民とのトラブルを抱えている市民のために当該近隣住民に嫌がらせをすることは、暴力団による「暴力団の威力の行使」に当たるが、その住民が「これは、近隣のトラブルの関係でやられたんだ。」と認識すること(トラブルを抱えている市民がそのように近隣住民に認識させること)が「暴力団の威力の利用」である。また、市民自らが相手方に対し、「自分のバックには暴力団がついている。」などと言ってトラブルの処理を有利に進めようとする 것도「暴力団の威力の利用」に当たる。

更に、市民が暴力団に無断で暴力団の名をかたるような行為も該当し、例えば、暴力団と無関係の市民が知人に貸した金の返済をさせるために「金を払わないならA組の血気盛んな若い衆を回収に行かせる。」等と嘘をつき、けん制して返済を受けることなども該当する。

つまり、「暴力団の威力の利用」とは、その相手方から見れば、先方の言動によりその背後に暴力団がいるかもしれないと畏怖せざるを得ないことそのものが問題であり、先方が実際に暴力団と取引したか、していないかはさしたる問題ではないのである。

**茨城県暴力団排除条例 第14条**

(暴力団の威力の利用の禁止)

**第14条** 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(暴力団員等に対する利益供与等の禁止)

**第13条(1)** 市民は、暴力団の威力を利用する(2)目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者(3)に対し、金品その他の財産上の利益の供与(4)(以下単に「利益の供与」という。)をしてはならない。

**2** 市民は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動(5)又は運営に協力する目的(6)で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の利益の供与をしてはならない。

## 1 趣旨

本条は、市民による暴力団員に対する財産上の利益供与の禁止を規定したものであり、第1項においては、暴力団の威力を利用する目的での利益供与を、第2項においては、暴力団の活動又は運営に協力する目的での利益供与をそれぞれ禁止したものである。

## 2 解説

- (1) 茨城県暴力団排除条例においては、事業者がその行う事業に関して暴力団員等に対して財産上の利益の供与を行うことを禁止しているが、本条においては、事業者ではない市民個人が行う財産上の利益の供与を禁止したものである。
- (2) 第1項の「暴力団の威力を利用する」とは、前条の解説(4)のとおりである。
- (3) 「暴力団員が指定した者」とは、暴力団員が市民に対して利益の供与をする相手先として指定した自然人及び団体をいい、その者が、利益の供与についての事情を知っているかどうかは問わない。例えば暴力団員が自己に対する資金提供を隠ぺいする目的で、市民をして、暴力団員に対して債権を有する者に、その暴力団員の名義で債務の支払いを行わせしめる行為等は、当該債権者が事情を知らなくても禁止されるべきである。
- (4) 「財産上の利益の供与」とは、金銭、物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供等であって、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいう。
- (5) 第2項の「暴力団の活動(に協力する目的)」とは、違法・合法を問わず暴力団が行う活動全般に対して協力することを認識していることをいう。例えば暴力団が運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売(違法な活動)、暴力団員による役務の提供(合法的活動)等に対して協力することを認識している場合が挙げられる。
- (6) 第2項の「(暴力団の)運営に協力する目的」とは、暴力団組織の円滑な運営に結果として役立つことを認識していることをいい、例えば暴力団組事務所等の建築・修繕等に利用されることを認識して資金提供を行うことが該当する。

### 茨城県暴力団排除条例 第15条

(暴力団員等に対する利益供与等の禁止)

**第15条** 事業者は、その行う事業に関し、情を知って、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益の供与(以下単に「利益の供与」という。)をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らなかった契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

**2** 前項に定めるもののほか、事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、不当に優先的な取扱いをしてはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附則**

この条例は、平成24年4月1日から施行する。